令和4年3月後期定例会 議事録

- ・開催日時 令和4年3月24日(木曜日) 9時55分~11時54分
- ·開催場所 人事委員会室
- 出席者(委員)伊藤委員長 松尾委員 内田委員 (事務局)西岡事務局長 角田副事務局長 土井人事主幹 森岡人事主幹 鶴澤係長 萩原主事

○議事事項

1 令和4年3月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 昭和50年高教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について

高教組事案(昭和50.11.28等統一行動事案)について、当該審査請求人の所在調査を行い、死亡1年以上経過し、相続人等から承継の届出がなされなかったものについて、不利益処分についての審査請求に関する規則第12条第1項第3号に該当すると認め、審査を打ち切り、本件審査請求を棄却することを決定した。

【説明】

- ·昭 50. 11. 28 等統一行動事案 2 名分
- 3 昭和52年及び59年佐教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等についての審査請求の棄却等について

佐教組3事案(昭和50.11.29等統一行動事案、昭和52.4.15等統一行動事案、昭和59.10.26統一行動事案)について、当該審査請求人の所在調査を行い、死亡1年以上経過し、相続人等から承継の届出がなされなかったもの及び所在不明となり現住所に関する不服申立書記載事項変更の届出がなされなかったものについて、不利益処分についての審査請求に関する規則第12条第1項第3号及び第4号に該当すると認め、本件審査を打ち切り、本件審査請求を棄却することを決定した。

【説明】

- ·昭 52. 4. 15 等統一行動事案 214 名分
- ·昭 59. 10. 26 等統一行動事案 1 名分

4 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

基山町長、上峰町長、玄海町長、有田町長、太良町長から、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則第2条の規定に基づき、管理職員等の範囲の変更について通知があったため、所要の改正を行う必要がある。

5 通勤手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

国に準じ、通用期間が6箇月を超える定期券を使用する職員について、通勤手当を支給することとしたため。

規則案の概要

- 1 通用期間が6箇月を超える定期券を使用する職員の通勤手当について、運賃等相当額及び支給単位期間は人事委員会が定めることとした。(第8条、第10条の3関係)
- 2 通用期間が6箇月を超える定期券を使用している職員の通勤手当の返納額については、人事委員会が定めることとした。(第10条の2関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 令和4年4月1日から施行
- 6 通勤手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

運用の改正案の概要

- 1 災害及び新型コロナウイルス感染症等への対応のために一月以上にわたり常例として勤務することとなった施設については、勤務機関とみなすこととした。(第2条関係)
- 2 国に準じて、通用期間が6箇月を超える定期券を使用する職員の通勤手当の額について 規定することとした。(第8条関係)

【例】(1箇月の運賃相当額が55,000円以内の場合)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
JR	1年定期券: 240,000												
支給単位期間	6箇月						6箇月						
手当支給額	120,000						120,000						

※手当支給額=(定期券価額÷通用期間)×支給単位期間

3 国に準じて、通用期間が6箇月を超える定期券を使用する職員の通勤手当の返納額について規定することとした。(第10条の2関係)

【例】(1箇月の運賃相当額が55,000円以内の場合)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
JR	1年定期券: 240,000											
支給単位期間		6箇月										
手当支給額	120,000				返網	内月分	0					
					休 職							

※返納額=(定期券価額÷通用期間)×(事由発生月の翌月から支給単位期間の最後の月までの月数)

- 4 国に準じて、通用期間が6箇月を超える定期券を使用する職員の通勤手当の支給単位期間について規定することとした。(第10条の3関係)
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 適用日 令和4年4月1日
- 7 地域手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

警察職員の勤務地が令和4年4月1日付けで埼玉県さいたま市になることに伴い、当該職員に対して地域手当を支給するため、同市を地域手当の支給地域に追加するもの。

改正(案)の概要

- 1 地域手当の支給地域に埼玉県さいたま市を追加し、級地については国に準じて3級地とする。(別表関係)
- 2 令和4年4月1日から施行

8 教育職給料表の適用を受ける職員が医療職給料表(二)の適用を受ける職務に異動した場合の経過措置について

教育委員会からの申請について、申請のとおり承認することを決定した。

(申請内容)

職務・職責に応じた給与の推進のため令和4年4月1日から医療職給料表について見直しを行うことに伴い、教育職給料表から医療職給料表(三)の適用を受けていた職員が医療職給料表(二)に切り替えられることに伴う経過措置について、特段の取扱いを行う必要がある。

(検討結果)

今回の申請内容は、平成27年4月1日の給料表切替時の経過措置と同様の取扱いであることから適当である。

○報告事項

1 令和4年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1回)(第1次選考)の実施要 綱について

令和4年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1回)(第1次選考)の実施要綱について、概要を事務局から報告した。

2 令和4年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について

令和4年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について、事 務局から報告した。

○その他

1 行事予定について